

令和7年度監査結果報告の概要

- ・横浜市監査委員監査基準に従い監査した限り、重要な点において、対象となった事務が適正に執行されていることが認められた。
- ・リスク軽減の仕組みが整備され内部統制に活用されているが、業務や環境変化に応じた内部統制の実効性向上、確実な運用、定着を期待したい。
- ・一部の事務で確認された不適正な事項を指摘するとともに、これらを踏まえ改善等に資するための意見を付す。

1 監査の概要

(1) 監査の対象 (P. 1)

主として令和6年4月1日から令和7年8月31日までに執行した事務等について、次の区局及び団体を対象に監査を実施した。

- 財務監査（収入に関する事務）・・・全18区、総務局など17局
- 財務監査（経理事務関係）・・・保土ヶ谷区など4区、脱炭素・GREEN×EXPO推進局など22局
- 財務監査（工事関係）・・・全18区、脱炭素・GREEN×EXPO推進局など10局
- 行政監査・・・金沢区及び栄区、総務局など13局
- 財政援助団体等監査・・・横浜市場冷蔵株式会社など4団体

(2) 監査結果の概要 (P. 2)

各監査における指摘事項及び意見の件数は、次のとおり。

監査の種別 監査項目等	財務監査			行政監査	財政援助 団体等監査	合計
	収入事務	経理事務関係	工事関係			
指摘事項	149件	367件	62件	—	39件	617件
意見	7件	1件	1件	1件	1件	11件

(3) 監査を振り返って (P. 3)

今回の監査は、新たな中期計画の策定に際し、これまでの取組状況や成果を確認するとともに、各事務等の適正性を確認し、次期計画での取組に資することを期待して実施した。

未収債権については、より積極的な取組が求められるものの、縮減に向けた着実な成果が見られ、収入事務もおおむね適正であることを確認した。また、土地・建物については、未利用等土地の適正化目標を早期に達成するなど、順調な成果が確認できた。経理事務では、デジタル化の進展を踏まえ監査を行い、事務処理がおおむね適正であることを確認した。

一方で、債権管理における督促・催告、公有財産の維持管理といった基本的事項が十分でない状況や、業務の流れやシステムの変更時に事務処理ミスを防ぐ仕組みが検討されていないほか、確認行為が形式的になっている等の状況も見受けられた。

市職員は、公金、公有財産等を市民のために取り扱っているという責任を改めて自覚し、基本を徹底した適正な業務執行に努められたい。また、本市から財政的援助を受けている団体等においても、その原資が公金であることを認識し適正な事務執行に取り組まれたい。

2 監査委員からの主な意見

(1) 財務監査

ア 収入に関する事務 (P. 11、45)

- ・未収債権の発生抑制及び早期回収の仕組みについて、所管する歳入の性質を踏まえた上で、改めて検討されたい。
- ・未収債権管理システムについて、事務手続の処理漏れ防止、組織的な進捗管理等に有効であるため、積極的に活用されたい。
- ・予算執行課は、督促、催告等の事務手続を適正に行った上で、債務者に対し効果的な方法で折衝等を行い、収納率の向上に努められたい。納付のない債務者については、財産調査等により状況を把握し、効果的、効率的な債権の回収、管理に努められたい。
- ・明らかに回収の見込みがない債権については、債権放棄を行い、回収の見込みがある債権の管理に注力するなど、効率的、効果的な債権管理に取り組まれたい。

イ 経理事務関係 (P. 82)

- ・デジタル化は、事務ミス防止等にも効果的であり、今後も各課の意見を聞きながら進められたい。一方で、文書の確認不足が多く見られ、よく確認の上事務を進められたい。
- ・現金、金券類の管理において、不適切な帳簿訂正や記載漏れが引き続き見られる。現金等の流れを正確に把握し、帳簿管理の本来の意義を理解し、適正に事務を行われたい。
- ・準公金事務は、マニュアルが遵守されていない状況や立替払の事実が不明確な事例等リスクの高い状況が見受けられた。適正化支援強化と更なる効率化に向け検討を図られたい。
- ・業務や環境の変化に応じ、リスクの抽出・評価及び対応策の整備を適時・随時実施し、内部統制の実効性を高めることが求められる。対応策整備にあたり、ミス防止策を具体的手順として業務に組み込み、責任職をはじめ組織全体で確実な運用と定着に努められたい。

ウ 工事関係 (P. 107)

- ・工事及び委託の安全管理は何よりも優先されるべき事項である。公衆災害及び労働災害の防止のため、安全管理の取組を一層徹底されたい。
- ・建設現場の環境改善など、建設業における働き方改革に向けた取組が確認できた。引き続き、各区局の業務の特性に応じた取組の更なる推進を図られたい。
- ・確認不足等に起因すると考えられる書類の記載不備等の事例が見受けられた。チェックリストの作成と適切な更新など、組織的にミス等を防ぐ取組を強化されたい。
- ・職員が業務経験を積むことができる効果的なOJTや、実践的な研修を実施するなど、人材育成の取組を推進されたい。

(2) 行政監査

「公有財産（土地・建物）の管理、活用等について」(P. 125)

- ・未利用財産（未利用等土地及び用途廃止建物）の利活用を進める前提として、財産が正確に把握され、適切に管理されていることが不可欠である。公有財産の維持管理について、管理手続の遵守と適時適切な点検が求められる。
- ・未利用財産の売却や貸付け等の適正化を進めるためには、売却や貸付けの容易性、将来の歳入増への寄与などの観点から、財産所管局にて優先すべき未利用財産をリストアップし、優先順位を明確にするとともに、未利用等土地の適正化計画の制度所管局と情報共有を行い、適正化に向けた具体的な取組の強化が望まれる。
- ・現在の整理手法で未利用の解消が難しい案件については、民間の柔軟な発想・工夫を取り入れるなど、新たな解決への取組を検討することが望まれる。また、既に利活用している公有財産でも、更なる財源確保を図れる可能性があるため、検討を進められたい。

(3) 財政援助団体等監査 (P. 144)

- ・出資団体への補助金の交付事務について、所管課は実績報告書に補助対象経費の算定誤り等があったにもかかわらず、その実績報告書に基づき補助金の額を確定している事例が見受けられた。
所管課は、補助金が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金が交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように補助対象経費となる範囲などを明確化するとともに、実績報告書の審査を通じて、補助対象経費に算定誤り等がないか十分に確認することで、補助金の交付事務の適正化に取り組まれたい。